

令和3年度 財政健全化法に基づく財政指標

地方公共団体の財政破綻を防ぐため、財政状況を統一的な指標で明らかにすることとした「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、令和3年度決算における健全化判断比率等について、次のとおり公表します。

勝浦町の健全化判断比率については、全ての指標において基準を大きく下回っているため、財政状況が健全な水準に保たれていることがわかります。

資金不足比率は、病院事業及び農業集落排水事業において、資金不足はありませんでした。簡易水道事業については、地方公営企業法適用に伴い出納閉鎖期間のない打切り決算となったことで、決算処理上、一時的に資金不足が生じたものであり、令和4年度決算においては資金不足比率は発生しない見込みです。

今後も、より効果的で効率的な財政運営に努めます。町民の皆様の御協力よろしくお願ひします。

項目		比率 (%)	基準値 (%)	
			早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率 一般会計等における赤字規模を表す比率	—	15.00	20.00
	②連結実質赤字比率 全会計における赤字規模を表す比率	—	20.00	30.00
	③実質公債費比率 収入に対し借金等負債返済の割合を表す比率	4.9 (4.8)	25.0	35.0
	④将来負担比率 収入に対し将来返済する可能性のある金額の規模を示す比率	—	350.0	
⑤資金不足比率	病院事業	—	経営健全化基準 20.0	
	簡易水道事業	62.4		
	農業集落排水事業	—		

※ () 内は、前年度（令和2年度）数値

※令和2年度における実質公債費比率の類似団体平均値は「7.4」

※比率が算定されない場合や資金不足がない場合は「—」を記載

